

山梨県公報

号外第十号

令和八年

三月十二日

木曜日

目次

○山梨県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第二号

山梨県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

山梨県クリーニング業法施行細則(昭和三十九年山梨県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第九号中「クリーニング師受験願書」を「クリーニング師試験受験願書」に改める。

「生年月日

「本 籍

第九号様式中

郵便番号」

を「郵便番号」に、「生年月日」を 姓 別 に改める
個人番号」

「生年月日

第十号様式中「本

籍」を「本 籍

郵便番号」

に、「生年月日」を 姓 別 に改める
個人番号」

「生年月日

第十一号様式中「本

籍」を「郵便番号」に、「生年月日」を 姓 別 に「

個人番号」

「生年月日

と矢(ぎ損)の」を「申請の」に改める。
第十二号様式中「本 籍」を「郵便番号」に、「生年月日」を 姓 別 に改め
個人番号」

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県クリーニング業法施行細則(次項において「旧規則」という。)に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県クリーニング業法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番